

## 有田川町ふるさとづくり補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさとづくりの一環として地区に内在する資源の活用などの組み合わせによって、個性的な地区づくりを行っている団体に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、前条の趣旨にそった団体の行う事業で別表のうち特にその効果が認められる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金の交付及び従来行事として位置づけられる事業は原則として除くものとする。

### (補助金交付の制限)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、特に町長が認めた事業については、予算の範囲内において、別に町長が定める率とする。

3 補助限度額及び補助年数は、別表のとおりとする。ただし、特に町長が認めた事業については補助年数の更新を行うものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、毎年度、別に定める期日までに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 有田川町ふるさとづくり補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 活動実績書（別記第3号様式）

### (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付の決定を行い、当該団体に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金交付の決定を受けた団体は、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画を変更しようとするときは、事業変更承認申請書(別記第4号様式)を、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた団体は、補助事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、当該事業完了後、事業成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときに交付する。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする団体は、有田川町ふるさとづくり補助金交付請求書(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 町長は、事業内容を考慮のうえ、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、概算払の方法により補助金の全部または一部を交付することがある。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする団体は、有田川町ふるさとづくり補助金概算払請求書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(帳簿書類等の調査)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、団体から報告を受け、または当該職員に帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第11条 町長は、補助金の交付を受け、または受けようとする団体が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金を交付目的以外の目的に使用したとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(4) その他この要綱の定めに違反したとき

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条. 第3条関係）

有田川町ふるさとづくり補助金対象事業

事業の種類	項目	具体的な例	補助限度額 (千円)	補助年数	備考
自然保護・緑 化推進	花いっぱい 運動、環境 整備等	公園等公共用地 への植栽経費 (種子代・苗 代・肥料代等)	100	3年まで	ソフト事 業
		公園等の整備 (ハード事業)	500	1年まで	ハード事 業
伝統芸能文 化継承事業		伝統的郷土芸能 施設整備費	500	1年まで	ハード事 業
		伝統的郷土芸 能、文化等に伝 承する事業	300	3年まで	ソフト事 業
地域活性化 事業	地域イベン ト事業(過 疎対策)	ふるさとづくり を高めるイベン ト事業費(飲食 代は除く)	100	3年まで	ソフト事 業
	まちづくり 提案に係る 事業	まちづくりのた めの新規事業費 (飲食代は除 く)	500	1年まで	ソフト事 業
		地域活性化等の ハード事業費	500	1年まで	ハード事 業